

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和元年 10 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900195号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900031号

第1 結論

昭和51年*月から昭和53年*月までの請求期間、昭和55年9月から平成元年3月までの請求期間及び平成7年9月から平成16年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年*月から昭和53年*月まで

② 昭和55年9月から平成元年3月まで

③ 平成7年9月から平成16年*月まで

私の亡くなった夫(訂正請求記録の対象者)の国民年金について、請求期間①は婚姻前であり、請求期間②及び③は婚姻後であるが、国民年金の手続や保険料の納付は、私の分も含めて全て亡くなった夫が行ったので、私は分からない。

しかし、私の夫は、会社経営者で、几帳面で家族思いの働き者であったので、私は夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたと信じている。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金保険料の未納期間の全てである計3か所、247か月にわたる請求期間①、②及び③について、訂正請求記録の対象者が保険料を納付していたとして、記録訂正するよう求めている。

しかしながら、訂正請求記録の対象者は、既に亡くなっている上、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続、婚姻前の請求期間①、婚姻後の請求期間②及び③の国民

年金保険料の納付状況について、分からないとしていることから、これらの状況が不明である。

また、請求期間①及び②について、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、被保険者資格記録の入力処理年月日（平成7年4月3日）により、平成7年4月頃に払い出されたことが推認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、別の国民年金番号を確認することはできないことから、訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続は、平成7年4月頃に初めて行われたと考えられるところ、当該加入手続時点までは、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされていたため、国民年金保険料を納付することはできず、加入手続時点でも、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、請求期間②及び③について、請求者は、婚姻後の期間は、訂正請求記録の対象者が訂正請求記録の対象者自身及び請求者の国民年金保険料を納付していた旨主張しているものの、請求期間③に相当する期間の請求者の保険料は、オンライン記録によると、平成25年9月27日に当時の後納制度を利用して納付された記録となっている平成15年9月の保険料を除き、全て未納であることが確認できる。

そのほか、請求期間①、②及び③について、訂正請求記録の対象者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900213号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900032号

第1 結論

平成14年4月から平成15年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年4月から平成15年6月まで

私は、請求期間前後を通して、毎年年度初めに、A市役所で国民年金保険料の免除申請をしており、請求期間前後の期間も申請免除期間となっている。当時、前後の期間と同様に収入は高くなかったので、請求期間だけが未納扱いとなっているのはなぜなのか理解できない。調査の上、速やかに記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の前後の期間を通して収入は高くなく、毎年国民年金保険料の免除申請を行っていたと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間前後の期間である平成6年*月から平成14年3月までの期間及び平成15年7月から現在に至るまでの期間は、申請免除期間となっていることが確認できる。

一方、請求者が請求期間において一緒に免除申請を行ったとする請求者の妻については、オンライン記録によれば、平成10年4月以降の申請免除期間に係る申請日及び処理年月日が全て請求者と同日であることが確認できることから、基本的に、請求者と請求者の妻は一緒に免除申請を行っていたと考えられるところ、その妻も、請求期間は国民年金保険料の申請免除期間ではなく、未納期間となっている。

また、A市及びB年金事務所は、文書保存年限が経過しているため請求者が請求期間の免除申請を行ったことを示す資料はないと回答していることから、請求者が請求期間当初に免除申請を行ったことを確認することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料の免除承認は、平成13年1月から同年12月までの期間の請求者及び請求者の妻の所得を基に判断するものとされていたところ、A市は、請求者及び請求者の妻の請求期間を含む前後の期間の課税資料を保管していないと回答し、請求者及び請求者の妻が当時勤務していた事業所における調査によっても平成13年の所得は不明であり、

そのほか、請求者が請求期間の保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料がないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料に係る免除承認の対象者であったことを確認することができない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。